

17 本発第 13 号
2017 年 8 月 18 日

都道府県本部委員長様

全日本年金者組合
中央執行委員長 金子 民夫

9 月議会に対する意見書採択運動の要請について

猛暑の中連日の奮闘お疲れ様です。第 23 回大会は全会一致で方針を決定するなど大きな成果をもって終了しました。各位の協力と団結の強化に感謝します。

大会直後の都議選の結果は運動に勇気をあたえ、引きつづく仙台市長選挙はさらに市民と野党の共同に確信を広げるものとなりました。国連での核兵器禁止条約の採択は核廃絶の流れを現実のものとし、違法な兵器に依拠する核保有国を孤立させています。核兵器禁止条約に参加する政府をつくろうの声は、立憲主義を取り戻す流れとも合流し、大きな運動になりつつあります。

昨年の臨時国会で年金受給資格期間は 25 年から 10 年に短縮され、約 64 万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。

「マクロ経済スライド」の撤回、「最低保障年金制度」の実現にも足を踏み出そうとしていません。

昨年の 8 月には政令指定都市国保・年金主管部課長会議が「国民年金に関する要望書」を厚生労働省に提出し、①年金者生活支援給付金のような効果が限定される「給付金」の支給ではなく……公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう要望する②年金受給者となっても現役時代の生活習慣をそのまま継続しやすいよう年金の支払期日を隔月から毎月へ変更されるよう併せて要望する、としています。

また、昨年の 11 月には岩手県議会、今年の 3 月には宮城県議会、さらに茨城県本部では、今年の 6 月に全市町村一斉に議会請願を行い、9 市町で採択を勝ちとっています。

今、全国 44 都道府県 39 地裁で 4810 人の原告団が裁判運動で奮闘しています。裁判運動の前進と年金署名・意見書採択の運動は車の両輪です。

下記意見書案文を添付し、併せてメールでも送りますので、必要があれば各県・支部で地域の状況に適した要求項目の修正などを行ない活用されるよう願います。

記

- 1、 地方議会議長あて要請文(案)
- 2、 自治体意見書案文

以上